

資料
No. 2 - 3

求職者支援制度関係資料

求職者支援制度關係資料

・参考資料		1
・参照条文		4

職業訓練受講手当について

1 概要

公共職業安定所長の指示する求職者支援訓練等を受講する者に対し、給付金支給単位期間(※)ごとに、各支給要件を満たす場合に支給する。

※訓練の開始から1ヶ月ごとに区切った期間

2 支給額

(1) 給付金支給単位期間における日数が28日以上の場合 10万円

(2) 給付金支給単位期間における日数が28日未満の場合 3,580円に当該日数を乗じた額

3 給付金支給単位期間内に特定の日がある場合の支給対象日数の計算方法

以下の(1)～(3)の日がある場合、それぞれの日から給付金単位期間の末日までの給付金を支給

(1) 雇用保険法の受給資格者でなくなった日

(2) 同居若しくは生計を一にする別居の配偶者等が職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等の受講を終了した日の翌日

(3) 給付金の6年サイクルが終了し、給付金を支給しないこととされる特定求職者でなくなった日

⇒ 以下に該当する日がある場合の支給対象日数の計算方法を追加する。

(4) 雇用保険の失業等給付に類する諸手当を受給することができるものでなくなった日 …… (1)～(3)と同様の計算方法により支給

(5) 雇用保険の被保険者となった日

…… 当該日の前日までの給付金を支給

通所手当について

1 概要

公共職業安定所長の指示した認定職業訓練等を受講するため、その通所に公共交通機関、自動車等を利用する特定求職者に対して支給する。

2 支給額(月額42,500円を上限とする。)

(1) 公共交通機関等を利用する者: 1か月の運賃相当額

(2) 自動車等を利用する者のうち、自動車等を利用する距離が

① 片道10km未満である者: 3,690円

② 片道10km以上である者: 5,850円

(厚生労働大臣の定める地域に居住する者であって自動車等を利用する距離が15km以上である者にあっては8,010円)

通所手当の暫定措置について

現 状

- 特定求職者に対する認定職業訓練等の支援指示は、原則として、住所又は居所の変更を要しない範囲内で行うもの。

※ ただし、住所又は居所の近郊では開講されていない認定職業訓練等を受講させる必要があると判断される場合には、住所又は居所の変更を要する認定職業訓練等の支援指示を行っている。

東日本大震災に関連して生じた問題点

- 東日本大震災により被害を受けた訓練施設も多く、また、訓練施設の定員にも限りがある中で、被災地の特定求職者の受講機会を確保するため、比較的短期間（１０日間程度）の訓練を、遠方に所在する既存の訓練施設を活用して受講させるプログラムを実施している。
- この場合、特定求職者は、訓練施設に近接した宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練施設まで通所することになるが、現行の通所手当の規定では、宿泊施設からの通所を前提としておらず、支給額の算定方法が明確化されていない。



- 遠方の訓練施設で実施される短期間の認定職業訓練等を受講するため、訓練施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練施設へ通所する特定求職者に対しては、
 - ① 住所又は居所から宿泊施設までの移動費用（１往復分）
 - ② 宿泊施設から訓練施設までの通所費用を通所手当として支給することとし、その算定方法を明確化する。
- ただし、今回の事例は、震災に関連して発生した例外的な事例であり、原則として、住所又は居所の変更を要しない範囲内で支援指示を行うという基本的な考え方を変えるものではない。そのため、あくまでも「当分の間」に限定した暫定措置として実施する。

参照条文

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）

（職業訓練受講給付金の支給）

第7条 国は、第12条第1項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等をいう。第11条第2号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）

（職業訓練受講給付金の種類）

第10条 法第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金は、職業訓練受講手当及び通所手当とする。

（職業訓練受講手当）

第11条 （略）

2 職業訓練受講手当の額は、次の各号に掲げる給付金支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる給付金支給単位期間以外の給付金支給単位期間 十万円

二 給付金支給単位期間における日数（当該給付金支給単位期間内に、認定職業訓練等を受講する者が雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者でなくなった日、当該認定職業訓練等を受講する者と同居の若しくは生計を一にする別居の配偶者等が職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等の受講を終了した日の翌日又は当該認定職業訓練等を受講する者が第13条の規定により職業訓練受講給付金を支給しないこととされる特定求職者でなくなった日がある場合にあっては、当該日（これらの日が複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から当該給付金支給単位期間の末日（次項又は第4項の規定により、十二又は二十四の給付金支給単位期間分に達した日を含む給付金支給単位期間にあっては、当該達した日）まで

の日数)が二十八日未満である給付金支給単位期間 三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額

3・4 (略)

(通所手当)

第12条 通所手当は、職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者が、当該支給を受ける給付金支給単位期間において、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一 特定求職者の住所又は居所から認定職業訓練等を行う施設への通所(以下この条において「通所」という。)のため、交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする者(交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第3号に該当する者を除く。)

二 通所のため自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に該当する者を除く。)

三 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 通所手当の給付金支給単位期間当たりの額は、次の各号に掲げる特定求職者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が四万二千五百円を超えるときは、四万二千五百円とする。

一 前項第1号に該当する者 次項及び第4項に定めるところにより算定したその者の当該給付金支給単位期間の通所に要する運賃等の額に相当する額(以下この条において「運賃等相当額」という。)

二 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道十キロメートル未満である者にあつては三千六百九十円、その他の者にあつては五千八百五十円(厚生労働大臣の定める地域に居住する者であつて自動車等を使用する距離が片道十五キロメートル以上であるものにあつては、八千十円)

- 三 前項第3号に該当する者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である者又はその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者 第1号に定める額と前号に定める額との合計額
- 四 前項第3号に該当する者（前号に掲げる者を除く。）のうち、運賃等相当額が第2号に定める額以上である者 第1号に定める額
- 五 前項第3号に該当する者（第3号に掲げる者を除く。）のうち、運賃等相当額が第2号に定める額未満である者 第2号に定める額
- 3 運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとする。
- 4 運賃等相当額は、次の各号による額の総額とする。
- 一 交通機関等が定期乗車券（これに準ずるものを含む。次号において同じ。）を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）
- 二 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通所二十一回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの
- 5 前条第2項第2号に掲げる給付金支給単位期間の通所手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を同項の規定による額に乗じて得た額とする。